○　農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱（平成26年２月６日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（交付の対象及び補助率） 第２　（略） (1)～(4)　（略） （削る。） ２　（略）	（交付の対象及び補助率） 第２　（略） (1)～(4)　（略） (5)　農業委員会サポートシステム改修事業 ２　（略）
（申請手続） 第４　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道、別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(2)及び(3)の事業並びに別表２の区分の欄の３の経費の欄に掲げる事業を実施する補助事業者にあっては大臣並びに沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 ２　（略）	（申請手続） 第４　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道、別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(2)及び(3)の事業並びに別表２の区分の欄の３及び４の経費の欄に掲げる事業を実施する補助事業者にあっては大臣並びに沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 ２　（略）
（交付申請書の提出期限） 第５　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（ただし、北海道、別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(2)及び(3)の事業並びに別表２の区分の欄の３の経費の欄に掲げる事業を実施する補助事業者にあっ	（交付申請書の提出期限） 第５　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等（ただし、北海道、別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(2)及び(3)の事業並びに別表２の区分の欄の３及び４の経費の欄に掲げる事業を実施する補助事業者

ては農林水産省経営局長。）が別に通知する日までとする。	にあっては農林水産省経営局長。）が別に通知する日までとする。
（契約等） 第８　別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(2)及び(3)の事業並びに別表２の区分の欄の３の経費の欄に掲げる事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ大臣に届け出なければならない。 ２・３　（略）	（契約等） 第８　別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(2)及び(3)の事業並びに別表２の区分の欄の３及び４の経費の欄に掲げる事業を実施する補助事業者（以下「民間団体」という。）は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ大臣に届け出なければならない。 ２・３　（略）
（概算払等の請求） 第11　（略） ２　別表２の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第３号－２による概算払請求書を作成し、地方農政局長等及び官署支出官に提出しなければならない。 ３・４　（略）	（概算払等の請求） 第11　（略） ２　別表２の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第３号－２による概算払請求書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。 ３・４　（略）
（間接補助金交付の際付すべき条件） 第22　（略） (1)～(3)　（略） (4)　「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年12月20日付け６環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す環境負荷低減	（間接補助金交付の際付すべき条件） 第22　（略） (1)～(3)　（略） (4)　「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和５年12月27日付け５環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す環境負荷低減

のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを都道府県知事に提出すること。また、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業報告時にチェックシートを都道府県知事に提出すること。 受益者が農業者の場合は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを市町村の長に提出すること。また、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業報告時にチェックシートを市町村の長に提出すること。 なお、いずれの場合においても、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。 ２～７　（略）	のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを都道府県知事に提出すること。 また、受益者が農業者の場合は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを市町村の長に提出すること。 ２～７　（略）

別表２（第２、第３、第４、第８、第10、第11及び第14関係）

区　分	経　費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
１　（略）	（略） (1)　（略） ア～ウ（略） エ　遊休農地解消対策事業 (2)・(3)（略）	（略） （略） （略）	（略） （略）	（略）	（略）
２・３　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	（削る。）	（削る。）		（削る。）

（用語の定義）

（注）　（略）

別表２（第２、第３、第４、第８、第10、第11及び第14関係）

区　分	経　費	補助率	補助事業者	重要な変更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
１　（略）	（略） (1)　（略） ア～ウ（略） エ　遊休農地解消緊急対策事業 (2)・(3)（略）	（略） （略） （略）	（略） （略）	（略）	（略）
２・３　（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
４　農業委員会サポートシステム改修事業	補助事業者が実施要綱第３の５に規定する事業に要する経費	定　額	全国農業委員会ネットワーク機構		事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止

（用語の定義）

（注）　（略）

別記様式第１号（第４関係）（その１） （別表１の区分の欄に掲げる事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（○○○○） 交付申請書 （略） （注）１・２　（略） ３　添付書類のうちチェックシートについて、都道府県が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出を環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）に基づく認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略（令和３年５月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。	別記様式第１号（第４関係）（その１） （別表１の区分の欄に掲げる事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（○○○○） 交付申請書 （略） （注）１・２　（略） （新設）
別記様式第１号（第４関係）（その２） （別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(1)のア、イ及びエ並びに別表２の区分の欄の２の事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（○○○○） 交付申請書 （略）	別記様式第１号（第４関係）（その２） （別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(1)のア、イ及びエ並びに別表２の区分の欄の２の事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（○○○○） 交付申請書 （略）

1　（略） 2　事業の内容及び計画（又は実績） 別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。 （注）実施要綱第７の１若しくは実施要綱第８の１により都道府県知事が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第７の２若しくは実施要綱第８の２により都道府県知事が作成する事業完了報告書）を添付すること。 ３～５　（略） 6　添付書類 （１）～（４）　（略） （注）１～３　（略） ４　添付書類のうちチェックシートについて、都道府県が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出を環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）に基づく認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略（令和３年５月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。	1　（略） 2　事業の内容及び計画（又は実績） 別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。 （注）実施要綱第７の１により都道府県知事が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第７の２により都道府県知事が作成する事業完了報告書）を添付すること。 ３～５　（略） 6　添付書類 （１）～（４）　（略） （注）１～３　（略） （新設）

別記様式第１号（第４関係）（その３） （別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(1)のウの（ア）及び（イ）の事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農地売買等支援事業）交付申請書 （略） １～５　（略） ６　添付書類 補助金の交付に関する規程（間接補助事業の場合に限る。）、売買支援実施要綱第６の３により都道府県知事が適当と判断した事業実施計画書（又は売買支援実施要綱第12の２により都道府県知事が取りまとめた事業実績報告書）、チェックシート（別表２の経費の欄に掲げる(1)のウの(ア)の事業を実施する場合に限る。）その他参考資料を添付すること。 （注）１・２　（略） ３　添付書類のうちチェックシートについて、都道府県が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出を環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）に基づく認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略（令	別記様式第１号（第４関係）（その３） （別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(1)のウの（ア）及び（イ）の事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農地売買等支援事業）交付申請書 （略） １～５　（略） ６　添付書類 補助金の交付に関する規程（間接補助事業の場合に限る。）、売買支援実施要綱第12の２により都道府県知事が作成する事業実績報告書（実績報告の場合に限る。）、チェックシート（別表２の経費の欄に掲げる(1)のウの(ア)の事業を実施する場合に限る。）その他参考資料を添付すること。 （注）１・２　（略） （新設）

和３年５月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。 別記様式第１号（第４関係）（その４） （別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（企業参入促進事業）交付申請書 （略） １　（略） ２　事業の内容及び計画（又は実績） 別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。 （注）実施要綱第９の１の（１）により公募により選定された団体が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第９の２により同団体が作成する事業完了報告書）を添付すること。 ３～６　（略） （注）　（略） 別記様式第１号（第４関係）（その６）	別記様式第１号（第４関係）（その４） （別表２の区分の欄の１の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（企業参入促進事業）交付申請書 （略） １　（略） ２　事業の内容及び計画（又は実績） 別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。 （注）実施要綱第８の１の（１）により公募により選定された団体が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第８の２により同団体が作成する事業完了報告書）を添付すること。 ３～６　（略） （注）　（略） 別記様式第１号（第４関係）（その６）

（別表２の区分の欄の３の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（全国的な農地利用調整活動等への支援事業）交付申請書 （略） １　（略） ２　事業の内容及び計画（又は実績） 別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。 （注）実施要綱第10の１の（７）により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第10の２の（４）により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。 ３～６　（略） （注）　（略） 別記様式第１号（第４関係）（その７） （別表２の区分の欄の３の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農業委員会サポートシステム管理事業）交付申請書	（別表２の区分の欄の３の経費の欄に掲げる(1)の事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（全国的な農地利用調整活動等への支援事業）交付申請書 （略） １　（略） ２　事業の内容及び計画（又は実績） 別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。 （注）実施要綱第９の１の（７）により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第９の２の（４）により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。 ３～６　（略） （注）　（略） 別記様式第１号（第４関係）（その７） （別表２の区分の欄の３の経費の欄に掲げる(2)の事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農業委員会サポートシステム管理事業）交付申請書

（略） １　（略） ２　事業の内容及び計画（又は実績） 別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。 （注）実施要綱第10の１の（10）により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第10の２の（５）により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。 ３～６　（略） （注）　（略） （削る。）	（略） １　（略） ２　事業の内容及び計画（又は実績） 別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。 （注）実施要綱第９の１の（10）により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第９の２の（５）により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。 ３～６　（略） （注）　（略） 別記様式第１号（第４関係）（その８） （別表２の区分の欄の４の経費の欄に掲げる事業を実施する場合） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（農業委員会サポートシステム改修事業）交付申請書 番　　号 年　　月　　日

農林水産大臣
○　○　○　○　殿

住　　所
全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人全国農業会議所
会長　　氏　　名

令和　　年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱第４に基づき補助金円の交付を申請する。

記

１　事業の目的

２　事業の内容及び計画（又は実績）

別添の事業実施計画書（又は事業完了報告書）のとおり。
（注）実施要綱第 10 の１の（1）により全国農業委員会ネットワーク機構が作成する事業実施計画書（又は実施要綱第 10 の２により同機構が作成する事業完了報告書）を添付すること。

３　経費の配分及び負担区分

区　分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費）（A+B）	負担区分		備考
		国庫補助金（A）	その他（B）	
農業委員会サポートシステム改修事業	円	円	円	
合　計				

（注）備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額　○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第 14 の１のただし書きによる交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

４　事業完了予定年月日（又は完了年月日）　　令和　年　月　日

５　収支予算（又は精算）

（１）収入の部

区　分	本年度予算額（又は本年	前年度予算額（又は本年	比較増減		備考
			増	減	

	度精算額）	度予算額）			
国庫補助金 そ　の　他	円	円	円	円	
合　計					

（２）支出の部

区　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減		備考
			増	減	
農業委員会サポートシステム改修事業	円	円	円	円	
合　計					

６　添付書類

（１）定款、収支予算（又は収支決算）等

（２）事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

（３）チェックシート

	（注）１　記載事項及び添付書類が既に提出している書類の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の書類の名称その他書類の特定に必要な情報を記載の上、当該書類と同じ旨を記載すること。 ２　添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
別記様式第３号－１（第11第１項関係） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（○○○○） 支払請求書 （略） 官署支出官地方農政局総務管理官　殿 （略） 別記様式第６号－１（第14第１項関係） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（○○○○） 基金造成完了報告書 （略） （注）１・２　（略） ３　添付書類については、経費毎に管理している旨が確認出来る帳簿等の写し及びチェックシートを添付すること。な	別記様式第３号－１（第11第１項関係） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（○○○○） 支払請求書 （略） 官署支出官地方農政局総務管理職　殿 （略） 別記様式第６号－１（第14第１項関係） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（○○○○） 基金造成完了報告書 （略） （注）１・２　（略） ３　添付書類については、経費毎に管理している旨が確認出来る帳簿等の写しを添付すること。なお、申請者のウェブ

お、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。 ４　添付書類のうちチェックシートについて、都道府県が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出を環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）に基づく認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略（令和３年５月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。 ５　添付書類のうちチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。	サイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。 （新設） （新設）
別記様式第６号－２（第14第２項関係） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（○○○○） 実績報告書 （略） （注）１～４　（略） ５　添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し、チェックシートを添付すること。なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可	別記様式第６号－２（第14第２項関係） 令和　　年度農地集積・集約化等対策事業費補助金（○○○○） 実績報告書 （略） （注）１～４　（略） ５　添付書類については、支払経費の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該

能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。 ６　添付書類のうちチェックシートについて、都道府県が事業実施主体となる場合には、チェックシート提出を環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第37号）に基づく認定を担当する部局等が行うことから、本事業においては、事業実施に当たり、みどりの食料システム戦略（令和３年５月12日みどりの食料システム戦略本部決定）を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できる。 ７　添付書類のうちチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。	ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。 （新設） （新設）

附　則（令和７年３月 31 日付け　６経営第 2241 号）

１　この通知は、令和７年３月31日から施行する。

２　この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。